

県南広域振興局長告示第1号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成31年1月11日

県南広域振興局長 細川倫史

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370400160	社会福祉法人憲幸会	デイサービスセンター りんごの花	奥州市水沢佐倉河字十 日市85番地	平成30年12月31日